

地域とともに生きる群馬用水

群馬用水

だより 72号



群馬用水土地改良区

前橋市古市町406番地

電話(027)251-0019(代)

URL: <http://www.gunmayousui.jp>

幹線水路の管理開始から50年を迎えました



綾戸取水工



赤榛分水工

写真説明

利根川から取水する綾戸取水工及び赤城幹線と榛名幹線に分岐する赤榛分水工です。この水が赤城南麓と榛名東麓の農地約6,300ヘクタールを潤しています。

●目次

あいさつ 群馬用水土地改良区理事長 平田英勝……………	2	施設の延命措置……………	5
令和2年度予算案など23件上程……………	2	群馬用水の新たな取り組みについて……………	6～7
令和2年度予算について……………	3	利水調整規程が新設されました……………	7
令和2年度 賦課金について……………	4	群馬用水幹線水路管理開始50年を迎えて……………	8
変更がある場合は、各種手続きが必要です……………	4	緊急連絡先……………	8
賦課についてよくある問い合わせ……………	4	土地改良区組織図……………	8
限りある水を有効に利用するために……………	5		



あいさつ

群馬用水土地改良区理事長 平田英勝

組合員の皆様におかれましては、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より本土地改良区の業務運営、事業推進に対しましてご理解とご支援を賜りますことに深く感謝申し上げます。

昨年末より、中国・武漢を発端とした新型コロナウイルス感染症は日本にも波及し、4月16日には全国に緊急事態宣言が出される事態となりました。

当土地改良区においても、総代会の書面議決や事務局の2班体制導入などの各種のコロナ対策を実施してきました。

このような状況が収まり、一日も早く普通の生活に戻れることを願うばかりです。

また、昨年度より取りまとめを進めております「群馬用水土地改良区長期計画（群用令和ビジョン）」でございますが、現在、事務運営や財政、施設管理、営農、社会貢献等の分野毎に課題を整理し、今後の健全運営に向け議論を進めているところでございます。

本土地改良区は、これからも組合員皆様の負託に応え、県央地域を潤すかけがえのない群馬用水を利用して頂く為に役職員共々一丸となって努力して参りますので一層のお力添えをお願いして挨拶とします。

令和2年度予算案など23件上程

上程し承認された議案

- 第1号議案 令和元年度一般会計収支補正予算(案)の議決について
- 第2号議案 令和元年度特別会計農地転用決済金収支補正予算(案)の議決について
- 第3号議案 令和元年度特別会計発電事業収支補正予算(案)の議決について
- 第4号議案 令和2年度事業計画(案)の議決について
- 第5号議案 令和2年度一般会計収支予算(案)の議決について
- 第6号議案 令和2年度賦課金徴収方法及び徴収時期(案)の議決について
- 第7号議案 令和2年度金銭の預入金融機関指定(案)の議決について
- 第8号議案 令和2年度各種特別会計積立金の一時繰替運用限度額(案)の承認について
- 第9号議案 令和2年度県営農村地域防災減災事業費分担金に充当するための
農林水産事業資金借入(案)の議決について
- 第10号議案 令和2年度県営水利施設整備事業費分担金に充当するための
農林水産事業資金借入(案)の議決について
- 第11号議案 令和2年度小規模農村整備事業費負担金に充当するための
農林水産事業資金借入(案)の議決について

- 第12号議案 地区編入に伴う加入金単価(案)の議決について
- 第13号議案 令和2年度特別会計農地転用決済金収支予算(案)の議決について
- 第14号議案 農地転用決済金単価(案)の議決について
- 第15号議案 令和2年度特別会計職員退職手当収支予算(案)の議決について
- 第16号議案 令和2年度特別会計利水高度化計画精算金収支予算(案)の議決について
- 第17号議案 令和2年度特別会計発電事業収支予算(案)の議決について
- 第18号議案 県営富士見土地改良事業(農地防災)施行申請(案)の議決について
- 第19号議案 群馬用水土地改良区定款の一部改正(案)の議決について
- 第20号議案 群馬用水土地改良区規約の一部改正(案)の議決について
- 第21号議案 群馬用水土地改良区利水調整規程の新設(案)の議決について
- 第22号議案 群馬用水土地改良区役員等の報酬及び費用弁償に関する
要綱の一部改正(案)の議決について
- 第23号議案 相談役推たいの議決について

令和2年度予算について

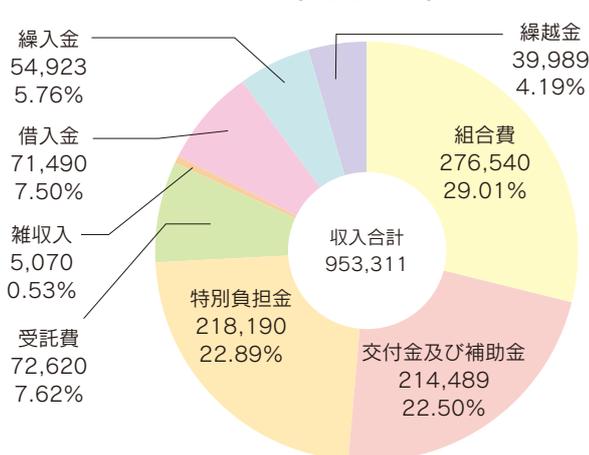
1. 一般会計予算

収入の部 (単位: 千円)		支出の部 (単位: 千円)	
組合費	276,540	事務費・選挙費・事務所費	103,470
交付金及び補助金	214,489	維持管理費	603,820
特別負担金	218,190	財産費	31,690
受託費	72,620	負担金及償還金	127,270
雑収入	5,070	借入利子・委員会費	310
借入金	71,490	調査研究・経営改善	7,250
繰入金	54,923	各種分担金	40,220
繰越金	39,989	諸費	13,300
		予備費	25,981
計	953,311	計	953,311

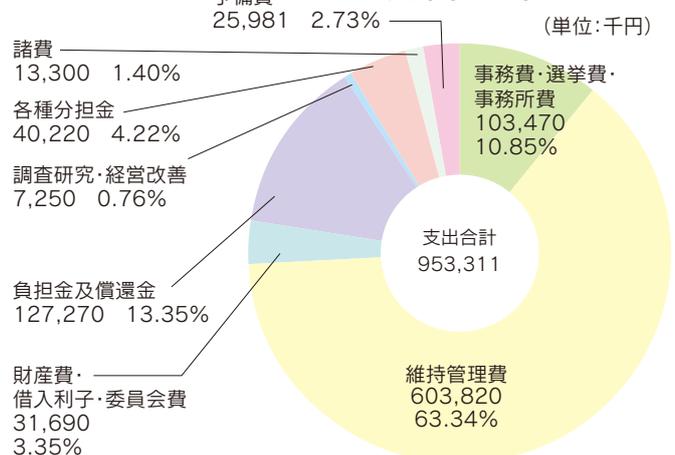
2. 特別会計予算 (単位: 千円)

会計名	予算額
農地転用決済金	20,570
職員退職手当	8,040
利水高度化計画精算金	130
発電事業	42,534

収入の部



支出の部



令和2年度 賦課金について

経常費・かんぱい事業費納付期限：令和2年7月31日 維持管理費納付期限：令和2年9月30日

◆納付方法

口座振替で納付の方

組合員ご指定の金融機関口座から振替させていただきます。
(振替不能の場合、翌月指定日に再振替を行います。)

現金で納付の方

7月・9月両期分の賦課金通知書が同封されています。
期限までに農業協同組合又は群馬銀行本・支店窓口で納付してください。

※納付期限内の納入をお願いします。(期限内納付が困難な方はご相談ください。)

変更がある場合は、各種手続きが必要です

◆農地の権利移動（相続・売買や貸借等）があったとき。

◆氏名や住所の変更、また経営移譲をしたとき。

◆農地を転用するとき。地目を変更するとき。

◆公共事業用地（道路・公園用地等）で買収・寄付されたとき。

組合員資格得喪通知書

転用意見書交付申請書
地区除外申請書

◆届出の注意点◆

賦課金は毎年4月1日現在の土地原簿を基準に賦課されます。基準日までに届出がない場合、前組合員に賦課されます。

また、農業委員会や農協への手続きだけで、土地改良区の台帳も同時に修正されると思っていたという事例が多くなっています。上記機関への手続きのみでは土地改良区の台帳は修正されませんので注意してください。

※滞納賦課金のある農地を取得した場合、その滞納賦課金は新しい権利者が負担することになります。

滞納賦課金は、土地改良法第42条1項に基づき、新権利者に支払いが義務づけられます。つきましては、農地の権利移動に際し必ず賦課金滞納の有無について当土地改良区にお問い合わせください。(競売・公売等の場合も同様です。)

賦課金領収済証明書について

昨年度（2019年）より希望する方のみ発行しておりますので、必要な方は当土地改良区までご連絡をお願いします。

賦課についてよくある問い合わせ

「耕作していないので水を使用していない」

「相続で農地を取得したけれど、農業をしていない」等の質問がよせられます。

群馬用水土地改良事業は昭和39年から実施にあたり、地元説明会等を経たうえで事業が着手されました。その事業費について国・県・市町村及び土地改良区（組合員）が負担することと定められています。

現在、皆様から頂いた賦課金は施設を維持・管理するための費用に充てられ、県央地域へ農業用水を安定供給し農業経営を支える重要な役割を担っています。

土地改良法及び土地改良区定款に基づき、事業実施区域内に農地をお持ちであれば水使用の有無や耕作状況にかかわらず、賦課金は組合員さんがご負担して頂く費用です。

※各届け出は事務局へご連絡いただくか、ホームページ(<http://www.gunmayousui.jp>)より書式をダウンロードしてご利用ください。

詳しいことはこちらへ 賦課徴収課 TEL027-251-0019 (代) 窓口業務時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

限りある水を有効に利用するために

◆群馬用水は国から許可を受け利根川から取水し、定められた取水量と時期の範囲内で配水しています。

稲作のための水利権は5月16日から始まり、本格的に供給できる量に増えるのは6月1日からです。近年は、田植え時期の集中化で配水量が皆さんが満足する量に一時的に追いつかない状況になる場合があります。同じ水系の皆さんで互いに融通しあって利用してください。

土地改良区では皆さんの農地へ用水を安定供給できるよう配水調整・施設整備等を行ってまいります。組合員の方々のご協力なくしては円滑に配水することはできません。是非とも配水調整について、皆様のご理解ご協力をお願いします。



大切に使用いただき、ありがとうございます。

施設の延命措置

群馬用水は地域の農業生産を支える重要な社会インフラです。施設建設から半世紀近く経過し部分的補修では機能を維持できない施設については、組合員負担が少なく済むよう補助事業を活用し補修や一部更新工事を行い延命を計っています。

本年度実施地区の事業概要 (予定)

①小規模農村整備事業			
地区名	工事場所	事業内容	負担割合
粕川	前橋市粕川町	灌水施設設置	補助金40%-45% 土地改良区60%-55%
板橋	桐生市新里町	管路布設替	
前弥陀	吉岡町小倉	管路撤去	
上白井	渋川市上白井	管路布設替	
南下	吉岡町南下	水路布設替	

②土地改良施設維持管理適正化事業			
施設名	工事場所	事業内容	負担割合
西部第8機場	渋川市北橋町	ポンプ整備補修	補助金60% 土地改良区40%
三分沼系統支線	前橋市粕川町	管路整備補修	
梶谷減圧弁	前橋市富士見町	減圧弁整備補修	
真壁第1加圧	渋川市北橋町	ポンプ整備補修	
金丸2号支線	前橋市富士見町	管路整備補修	
金丸4号・受地減圧弁	前橋市金丸町 前橋市富士見町	減圧弁整備補修	

③県営農村地域防災減災事業			
地区名	工事場所	事業内容	負担割合
前橋北部	前橋市粕川町	舗装復旧	補助金85% 土地改良区15%
榛名東部	榛東村	管路布設替	

④県営水利施設等保全高度化事業			
地区名	工事場所	事業内容	負担割合
山子田	榛東村長岡	揚水機場整備	補助金75% 土地改良区25%

本年度、上記箇所での工事を予定しています。工事に伴い断水や通行規制等に関係地区の皆様にはご迷惑おかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。
(予定ですので、変更する場合があります。)

(小規模農村整備事業により整備された施設
昨年度実施事業により整備された施設
白岩地区・板橋地区・土地改良施設維持管理適正化事業西部第13加圧機場)



白岩地区
ダクタイル鋳鉄管布設



板橋地区
塩化ビニル管布設



西部第13加圧機場
ポンプ・モーター更新

群馬用水の新たな取り組みについて

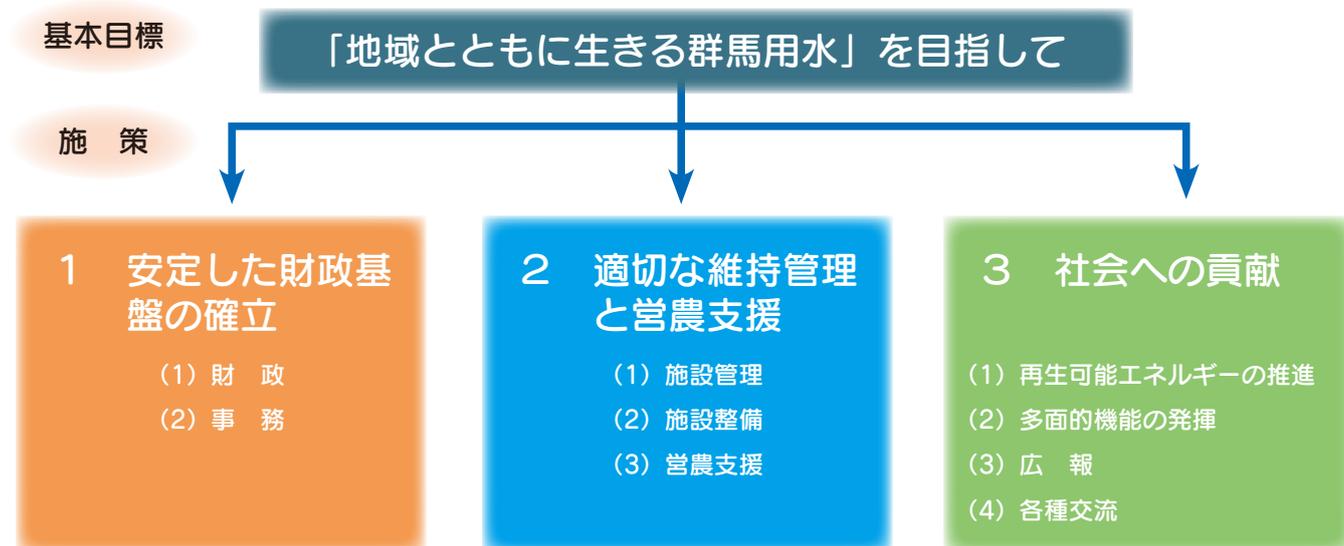
① 群馬用水土地改良区長期計画（群用令和ビジョン）の策定

群馬用水土地改良区は、昭和38年に設立されて以来、米の生産調整開始や農家負担の増大、水を利用した畑作営農の普及などの多くの困難に直面しながら、先人のたゆまぬ努力により、これらの課題を解決し全国有数の土地改良区として成長してきました。

しかし、通水開始から約半世紀が経過し、施設の老朽化による維持管理費の増大や市町村合併に伴う管理組織の弱体化、転用面積の増加に伴う賦課金の減少、営農状況の変化による水利用の多様化など新たに課題も顕在化しつつあります。

また、社会情勢の変化により農村の持つ多面的機能の維持や土地利用調整などを担う団体としても期待されるようになってきています。

このような状況を踏まえて、令和新時代においても健全に運営される群馬用水土地改良区のあるべき姿をイメージし、今後10年間の財政運営、維持管理、社会貢献などに関する土地改良区運営のよりどころとする「群馬用水土地改良区長期計画（群用令和ビジョン）」の策定を進めます。



② 太陽光発電事業の実績と令和2年度発電事業の計画予定について

平成30年度から再生可能エネルギーに関する調査を開始し、令和元年度は事務所屋上へ太陽光発電施設を建設、同年10月より稼働しています。

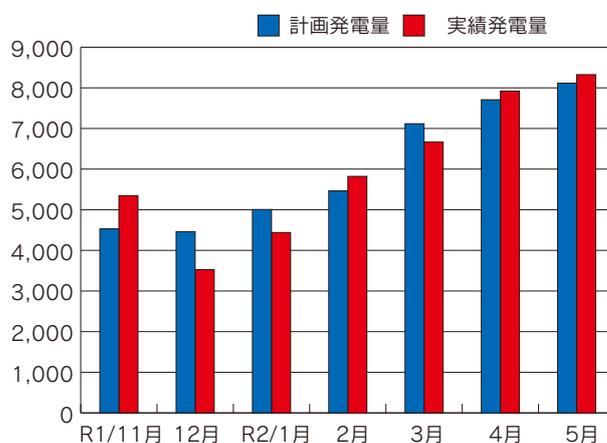
【工事内容及び設備概要】

建設費	13,255,000円
発電システム容量	65.2kw (発電パネル163枚×400w)
契約発電出力	49.5kw
売電単価	19.8円/kwh

本年5月期までの発電量は42,906kwhとなり、ほぼ計画通り推移しています。

また、令和2年度の事業として4箇所の高圧揚水機場建屋屋上に太陽光発電施設を設置し、1箇所の減圧施設において流量観測データをもとに小水力発電導入可能性の精度向上業務を実施する予定です。

発電実績比較表 (kwh)



③ 新型コロナウイルス感染症拡大防止への取り組み



第57回通常総代会 書面議決による開催状況

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、本年3月に開催された第57回通常総代会を書面議決により開催しました。これに関連し、各管理区で開催された会議についても書面による会議を実施しました。

また、4月13日から6月21日まで事務局を2班体制とし業務の継続体制を整えました。加えてテレワークシステムの導入と試験的なテレワークを実施しました。

今後も、社会情勢を勘案しつつ、業務停滞によるサービス低下のないように取り組んで参ります。

④ 営農支援活動への取り組み

現在、土地改良区では水利用促進と省力化のために灌水器具の設置や更新を推進しています。

令和元年度は、子持地区でイチゴハウス内除塵設備の更新をおこないました。令和2年度は粕川地区においても同様に、ハウス灌水における除塵設備の更新及び新設を補助事業により実施する予定です。

露地栽培等にも対応した各種灌水器具についても、ご相談に応じています。



除塵フィルターの更新工事前後

利水調整規程が新設されました

土地改良法の一部改正により、利水調整のルールを定めることが法制化されました。これに伴い本土地改良区においても利水調整規程が新設されました。

水利権に基づいた配水計画となっています。

尚、詳細は、ホームページに掲載しています。また、土地改良区事務所での閲覧もできます。

群馬用水幹線水路管理開始50年を迎えて

独立行政法人水資源機構 群馬用水管理所 所長 稲木 道代

日頃より群馬用水管理業務について、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

群馬用水の幹線水路は、一部通水を昭和43年6月から、全面通水を昭和44年6月からおこなっていましたが、昭和45年（1970年）4月に水資源開発公団（現：水資源機構）による幹線水路の建設事業を終えて、管理業務を開始しました。そして、今年、令和2年（2020年）4月、幹線水路の管理業務を開始して50年を迎えました。

昭和45年はどんな年だったのでしょうか。「よど号ハイジャック事件」や「大阪万博」がその年の3月にありました。「よど号ハイジャック事件」や「大阪万博」というものを記憶として知っている人がどれだけいるのでしょうか？50代でもわずか、40代の人には生まれてもいなかった時の話です。そのくらい歳月は経っているということです。

群馬用水は、赤城南麓や榛名東麓の農家の人々の悲願の水でした。しかし、50年もの歳月が経ってしまうと、「どうして群馬用水は造られたのか」「大切に使わなければ」ということよりも「あってあたりまえ」になってしまうものです。

管理50年となった群馬用水。当初は農業用水だけが目的でしたが、現在は、群馬県民の約半数である約100万人の水道用水にも使われており、農業で群馬用水を使っているみなさんのご家庭の水道用水ともなっています。

あってあたりまえの群馬用水ですが、農業にとっても、生活にとっても、無くてはならない群馬用水です。50年の節目に改めて群馬用水について、考えてみていただきたいと切に願っております。

今後とも群馬用水管理業務について、ご理解とご協力をいただけますよう、この場をお借りしまして、改めてお願い申し上げます。

緊急連絡先

漏水（道路から水が出ている）または、給水弁から水が出ない、水圧不足等
トラブルがありましたら群馬用水土地改良区までご一報ください。

連絡先 管理課 TEL:027-251-0019（代）
（群馬用水土地改良区では休日・祝日も24時間対応しています。）

